

南会津町第4期障がい者計画

(平成30年度～34年度)



平成30年3月

南会津町

「障がい」の表記について

町では「障害」の害という漢字の表記について、「南会津町第2期障がい者計画」から「障がい」という表記に改めており、この計画においても、法令上やむを得ないもの等以外、極力「障がい」という表記を用いています。

目 次

第1章	計画の基本的な事項	3
1.	計画策定の趣旨	4
2.	計画の位置づけ	4
3.	計画の期間	4
4.	関連する計画	4
5.	各計画との関連	5
6.	計画の基本理念	5
7.	計画の推進	5
第2章	障がい者を取り巻く現状	6
1.	身体障がい者	7
2.	知的障がい者	9
3.	精神障がい者	10
4.	難病等患者数	11
5.	障がい福祉施設利用者数	12
6.	児童発達支援施設利用者数	13
7.	小中学校等の特別支援児童生徒数・学級数	14
第3章	施策体系	15
第4章	計画の推進	17
第1節	地域における支援体制の充実	18
1.	生活支援の充実	18
2.	ケアマネジメント体制の整備	22
3.	保健・医療の充実	23
第2節	障がい者の自立と社会参加の促進	25
1.	療育体制の整備	25
2.	自立に向けた支援体制の整備	27
3.	社会参加の促進	29
第3節	バリアフリー社会の実現	31
1.	心のバリアフリー化の推進	31
2.	情報のバリアフリー化の推進	33
3.	生活環境の整備	34

第1章

計画の基本的な事項

第1章 計画の基本的な事項

1. 計画策定の趣旨

南会津町では、平成25年3月に「南会津町第3期障がい者計画(平成25年度～平成29年度)」を、平成27年3月に「南会津町第4期障がい福祉計画(平成27年度～29年度)」を策定し、これらの計画に基づいて障がい者施策を推進してきました。

本町の第3期障がい者計画及び第4期障がい福祉計画が平成29年度で終了するため、これまで「南会津町地域自立支援協議会」において、時代の変化や障がい者の求めに対応できる新たな計画の見直しを行ってきました。

本計画は障がい者の自立と地域生活を推進し、実現するための計画として、障がい者施策の推進を図り、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援し、策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づき作成され、南会津町の障がい者施策の基本となるものです。平成23年3月に作成された本町の最上位計画となる「南会津町総合振興計画(平成23年度～32年度)」のもとに、障がい者福祉の向上を目指すための部門別計画と位置づけし、町民全体の共通施策として取り組む計画です。

3. 計画の期間

障がい者計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間としますが、社会の情勢の変化などに伴い、必要に応じて柔軟に見直しを図っていきます。

4. 関連する計画

本町では、「障害者総合支援法」に基づき、平成27年3月に、「南会津町第4期障がい福祉計画」を策定し、平成27年度～平成29年度までの3年間を計画期間として実施し、サービスの向上を図ってきました。平成30年度からは第5期障がい福祉計画に移行し、サービス量の見込みや目標値を定め、サービスの向上を図っています。

5. 各計画との関連

計画の名称	年度（平成）											
	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
町総合振興計画	H23～H32 第2次											
町障がい者計画	H25～29 第3期	H30～H34 第4期				H35～H39（予定） 第5期						
町障がい福祉計画	H27～H29 第4期	H30～H32 第5期			H33～H35 第6期（予定）			H36～H38 第7期（予定）				
県障がい者計画	H27～H32 第4期											
国障害者基本計画	H25～29 第3期	H30～H34 第4期										
障がい児福祉計画		H30～H32 第1期			H33～H35 第2期（予定）			H36～H38 第3期（予定）				

6. 計画の基本理念

南会津町の総合振興計画に定めた町の将来像「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

〔基本理念〕

互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち
～障がいの有無に関わらず、互いに支えあい共に生活できる町～

本町では、障がいのある人もそうでない人も互いに支え合い尊重し合いながら、誰もが自立し生き甲斐を持って生活できる地域社会の実現を目指します。

この基本理念の実現に向けた取り組みをみんなで進めることにより、互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまちが築かれます。

7. 計画の推進

本計画の推進にあたっては、施策の進捗状況の把握や効果の検証等を庁内の関係部署において行うとともに、「南会津町地域自立支援協議会」からの意見等をもとに進行管理を行います。

また、社会情勢の変化に伴い必要に応じて見直しを図っていきます。

第2章

障がい者を取り巻く現状

第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 身体障がい者

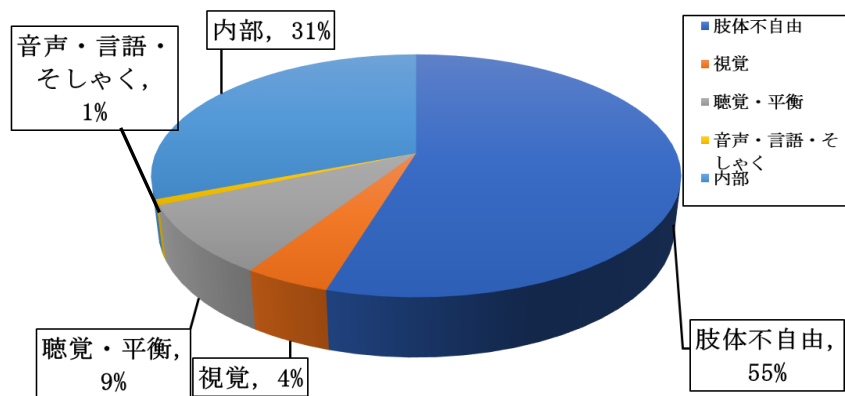
身体障害者手帳の交付者数は、平成29年3月末現在で1,037人となっており、1級が284人(27%)、2級が117人(11%)と重度障がい者が約4割を占めています。

■身体障害者手帳の交付状況（平成29年3月末現在）

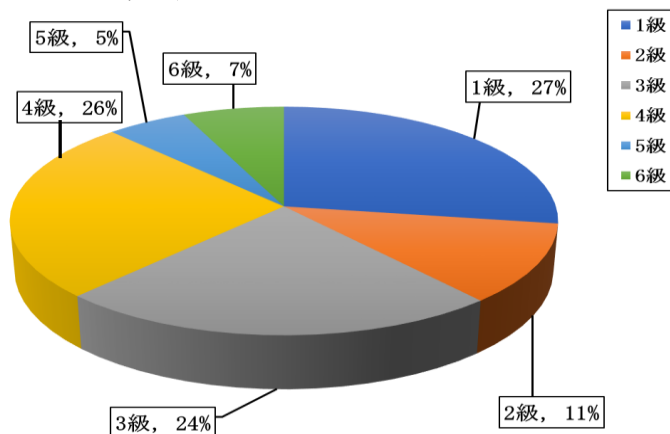
(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
肢体不自由	73	74	167	171	49	32	566
視覚	13	16	2	8	5	2	46
聴覚・平衡	1	25	13	19	2	36	96
音声・言語・そしゃく	0	0	7	1			8
内部	197	2	54	68			321
合計	284	117	243	267	56	70	1,037

■身体障がい者数（障がいの程度別）



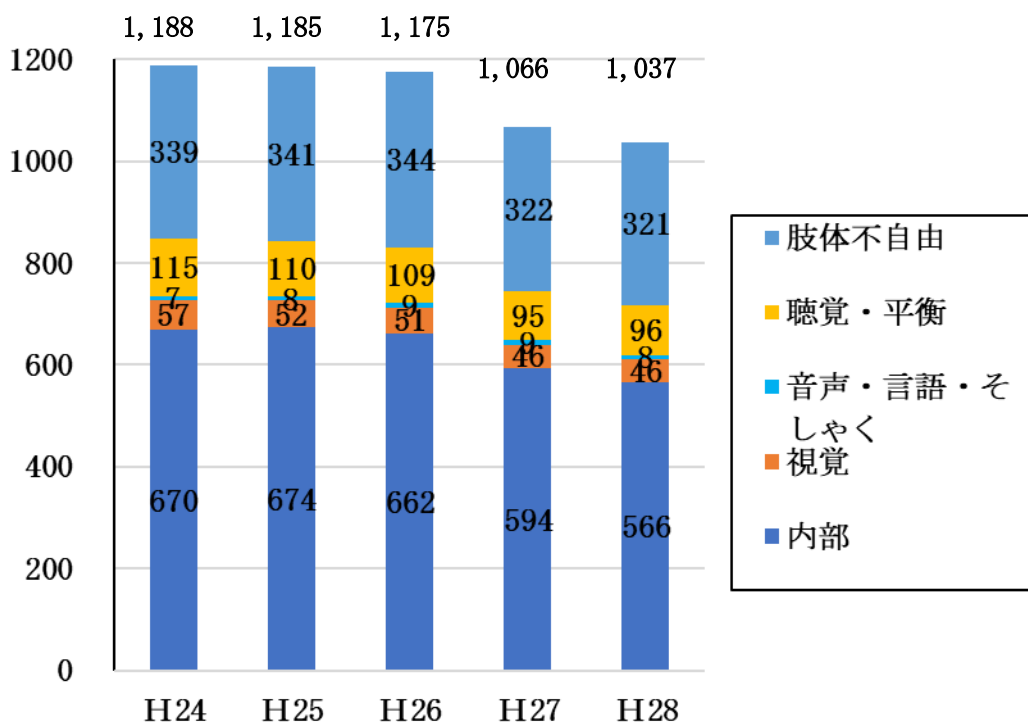
■身体障がい者数（障がいの種類別）



■身体障害者手帳交付者数の推移（各年度3月末現在）

最近5年間の推移をみると、総数では151人の減となっています。

障がい区分別では、肢体不自由者が104人の減、視覚障がい者が11人の減、聴覚・平衡障がい者が19人の減、音声・言語・そしゃく障がい者が1人の増、内部障がい者が18人の減となっています。



■年齢別身体障害者手帳交付者数（平成29年3月末現在）

次に、身体障がい者の年代区分をみると、60歳以上が926人で全体の89%を占めており、40歳代と50歳代では95人で9%、30歳代以下については19人で2%となっています。

(単位: 人)

障がい区分 \ 年齢区分	0～17	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	合計	(%)
肢体不自由	4	4	1	19	36	75	427	566	54.6%
視覚	1	1	1	0	3	12	28	46	4.4%
聴覚・平衡	0	0	1	0	3	12	80	96	9.2%
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	1	2	5	8	0.8%
内部	0	2	4	10	20	50	235	321	31.0%
合 計	5	7	7	29	63	151	775	1,037	100.0%

2. 知的障がい者

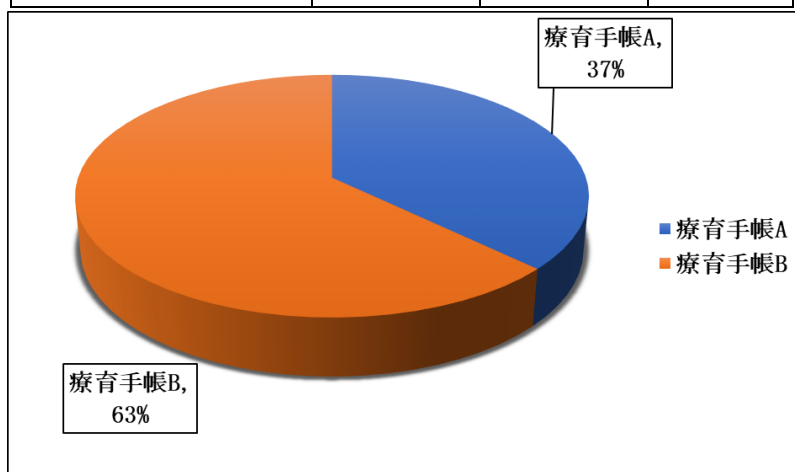
療育手帳の交付者数は、平成29年3月末現在で97人となっています。

その内訳は、重度・最重度(A判定)が36人で全体の37%、軽度・中度(B判定)が61人で63%となっています。

■療育手帳交付状況（平成29年3月末現在）

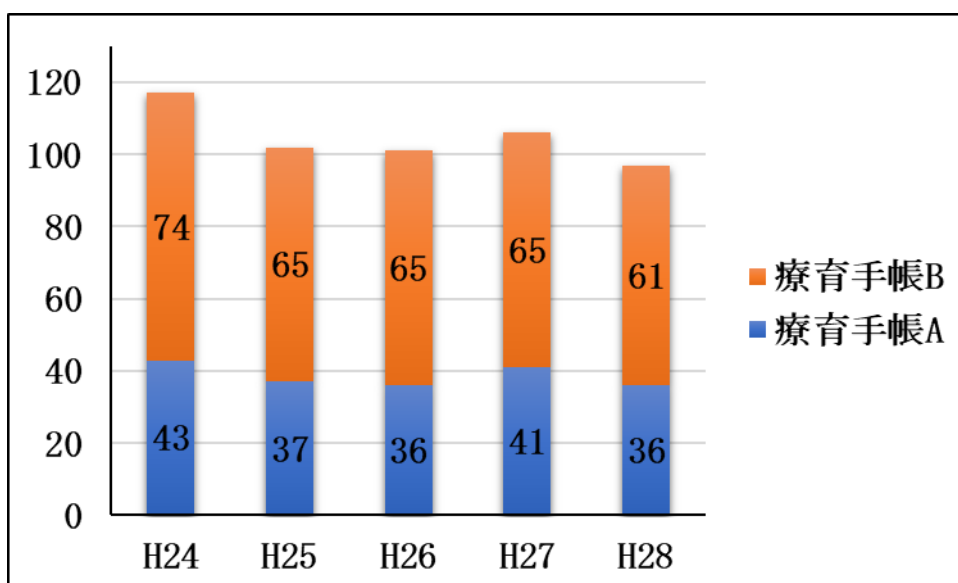
（単位：人）

年齢区分 障がい区分	18歳未満	18歳以上	合計
療育手帳A	7	29	36
療育手帳B	10	51	61
合 計	17	80	97



最近5年間の療育手帳交付者数の推移をみると、A判定が7人の減、B判定も13人の減となっています。

■療育手帳交付者数の推移（各年末現在）



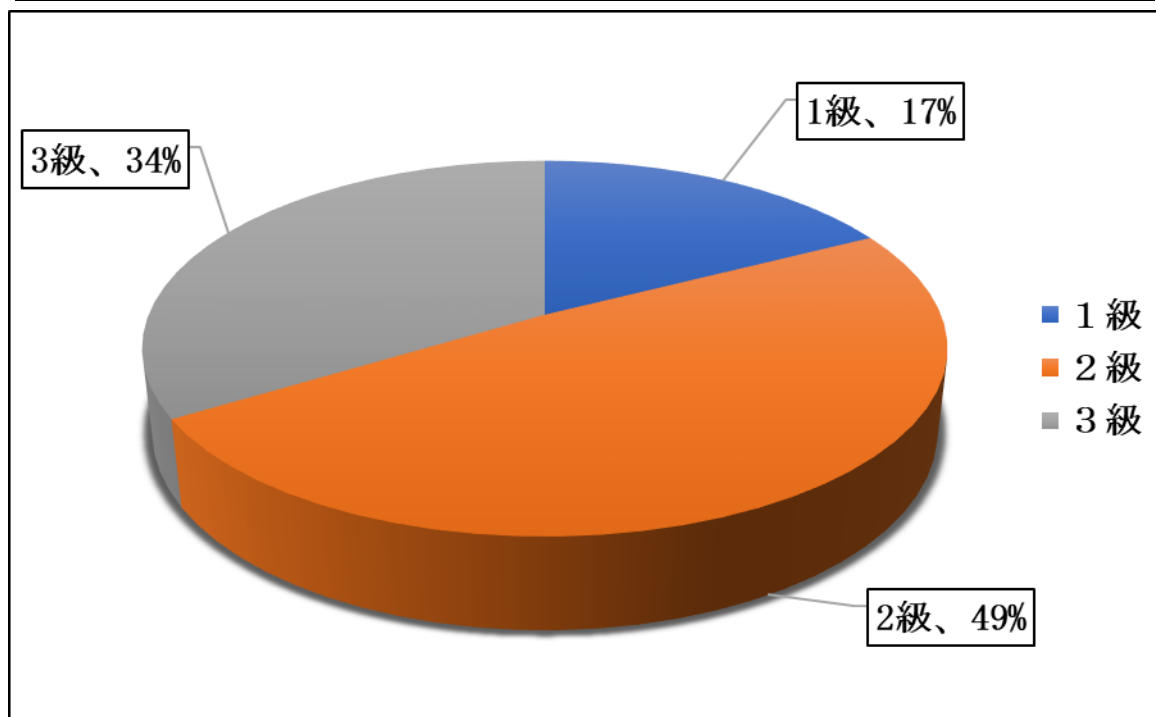
3. 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成29年3月末現在で86人となっています。
内訳は、1級が15人で全体の17%、2級が42人で49%、3級が29人で34%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳交付者数（障がいの程度別、平成29年3月末現在）

(単位：人)

年齢区分 障がい区分	0～17	18～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～	合計
1 級	0	0	0	1	4	4	6	15
2 級	0	2	6	10	8	14	2	42
3 級	0	5	6	5	8	2	3	29
合 計	0	7	12	16	20	20	11	86

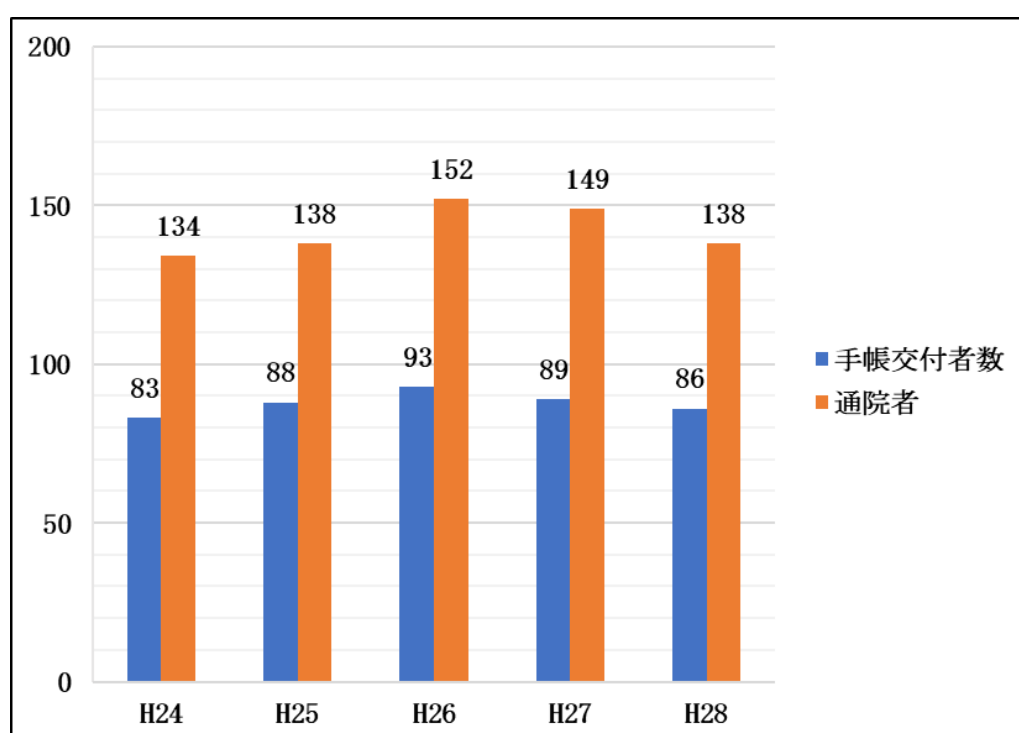


精神障がい者の医療の状況については、平成24年度から平成26年度までは交付者数の増加により通院も増加傾向にありましたが、平成26年度以降は、通院者は減少しています。

■精神障害者保健福祉手帳交付者数と通院状況の推移（各年3月末現在）
（単位：人）

障がい区分 \ 年齢区分	H24	H25	H26	H27	H28
手帳交付者数	83	88	93	89	86
通院者	134	138	152	149	138

※通院者・・・自立支援医療(精神通院医療)の利用者数



4. 難病等患者数

南会津町には、難病と指定された患者数が平成29年3月末現在で129人となっています。最近5年間の患者数の推移をみると、11人の増となっています。

主な難病には、パーキンソン病、網膜色素変性症、潰瘍性大腸炎などがあります。

■南会津町内の難病患者数(各年3月末現在)
（単位：人）

障がい区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
患者数	118	118	128	128	129

5. 障がい福祉施設利用者

障がい福祉施設利用者については、平成29年3月末現在で116人となっています。

内訳は、南会津管内施設利用者が78人、南会津町外施設利用者(グループホーム、ケアホーム除く)が23人、南会津町外グループホーム、ケアホーム利用者が15人となっています。なお、利用者は、下記施設を重複して利用している場合もあります。

■南会津管内の施設利用者数(平成29年3月末現在)

(単位：人)

施設名	社会福祉法人 南陽会					NPO法人 あたご			NPO法人 木の葉	計
	障がい者 支援施設 あかまつ荘		一体型 共同生活介護 (援助)事業所 すみれ荘	障がい者 支援事業所 下郷作業所 ホイップ		あたご 共同作業所		グループホーム・ ケアホーム パンプキン		
サービス 内 容	生活介護	施設入所支援	(グループホーム) 共同生活援助	就労移行支援	就労継続支援B型	就労継続支援B型	生活介護	(グループホーム) 共同生活援助	就労継続支援B型	
利用者数	17	16	7	2	8	24	9	11	16	110

■南会津町外の施設入所支援事業所利用者数(平成29年3月末現在)

(単位：人)

施設名	ひばり寮(西郷)	きびたき寮(西郷)	アガッセ(会津)	矢吹しらうめ荘 (矢吹)	けやき荘(西郷)	かしわ荘(西郷)	ゆきわり荘(会津)	ばんだい荘あおば (会津)	ティンションセンター (埼玉)	国立リハビリ りんどうの家 (会津)	計
利用者数	1	1	1	2	1	3	3	3	1	1	17

■南会津町外の共同生活援助数 (平成29年3月末現在)

(単位：人)

施設名	グリーンアップルズ ホーム(いわき)	ティンカーベルの森 (会津)	グループホーム七日町 (会津)	栄町ホーム(会津)	むつみ寮(会津)	「CRANI」(会津)	グループホーム ふくいん(いわき)	共同生活事業所やぶき (矢吹)	コーポふるたて(会津)	共同生活事業所にしごと (西郷)	グループホームあすなろ (矢吹)	あけぼの荘(会津)	マミヤセカンド (会津)	計
利用者数	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	15

■南会津町外の日中活動事業所利用者数（平成29年3月末）

（単位：人）

施設名	ピーターパン （会津）	夢の樹（会津）	ふれんず北山 （いわき）	ポポロ（いわき）	いいで工房 （会津）	ほっとハウス やすらぎ（会津）	計
利用者数	1	1	1	1	1	1	6

6. 児童発達支援施設利用者数

児童発達支援施設の利用者については、平成29年3月時点で26名となっています。
内訳は南会津町内の施設利用者が24人、南会津町外施設利用者が6人となっています。
なお、利用者は下記施設を重複して利用している場合もあります。

■南会津町内の施設利用者数（平成29年3月末現在）

（単位：人）

サービス名 施設名	児童発達支援	放課後等デイ	計
発達支援センター みなみあいづ	16	8	24

■南会津町外の施設利用者数（平成29年3月現在）

（単位：人）

サービス名 施設名	児童発達支援	放課後等デイ	計
児童発達支援センター ゆめみっこ	1	2	3
KIDS SCHOOL つぼみ	1	2	3
総合発達支援プラザ フラップ	1	0	1
計	3	4	7

7. 小中学校等の特別支援児童生徒数・学級数

町内の特別支援児童生徒数は24人、学級数は12クラスとなっています。
 なお、特別支援学級を利用するには親の同意を得る必要があり、身体障がい者については、
 現在町内学校での受入はしていない状況です。

■小中学校等の特別支援児童生徒数・学級数(平成29年12月末現在)

(単位：人 学級：クラス)

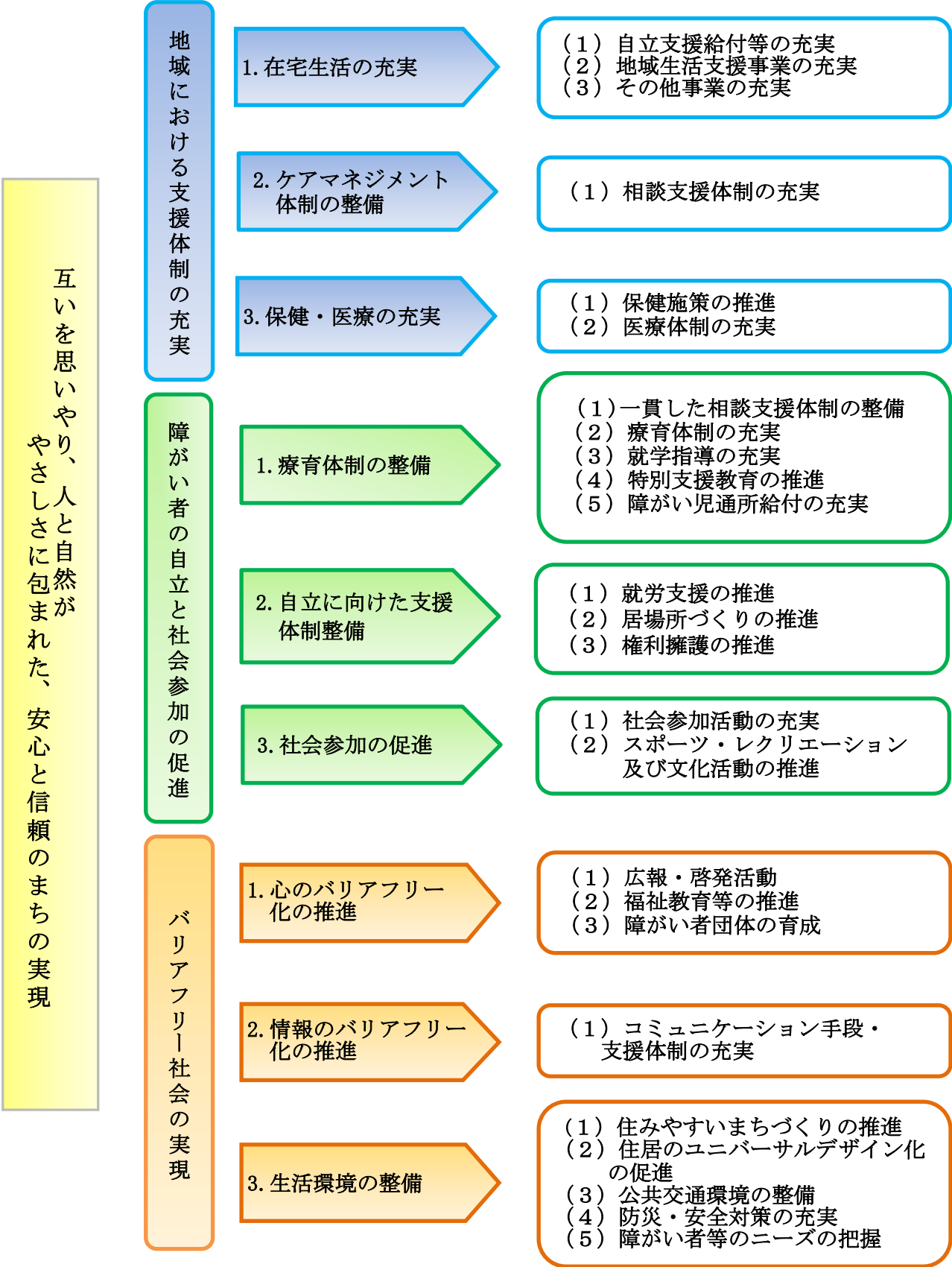
		小学生							学級数	中学生				学級数	高校生				総計 ①+② +③
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計①		1年	2年	3年	計②		1年	2年	3年	計③	
町内学校	男	1	4	6	0	0	2	13	8	3	1	2	6	4	0	0	0	0	19
	女	0	1	1	0	1	1	4		1	0	0	1		0	0	0	0	5
	計	1	5	7	0	1	3	17		4	1	2	7		0	0	0	0	24
町外学校	男	0	0	0	1	0	0	1		0	0	0	0		2	0	1	3	4
	女	1	2	0	0	1	1	5		0	0	0	0		1	0	1	2	7
	計	1	2	0	1	1	1	6		0	0	0	0		3	0	2	5	11
総計		2	7	7	1	2	4	23		4	1	2	7		3	0	2	5	35

第3章

施策体系

第3章 施策体系

互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまちの実現のため「ひとが”集まる”まち」「ひとを“育む”まち」「みんなが“輝く”まち」を町づくりの目標として、次に掲げる3つを柱とし9の分野、そして25項目で構成される施策体系により、障がい者への支援を実施していきます。



第4章

計画の推進

第4章 計画の推進

第1節 地域における支援体制の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するために、様々な福祉サービスを提供し、自立と社会参加を支援します。

1. 在宅生活の充実

【現況と課題】

障がい者に対する福祉施策は、身近な地域の中で生活するという考え方が基本になっています。町でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、在宅での生活を支えるためのサービスを実施しています。在宅生活に対する支援は、障がいのある人の生活の質を高め、家庭での介護負担の軽減を図るための基軸となる支援であり、個々の障がいの程度や特性に配慮し、支援を行う必要があります。

居宅介護事業については、町内のすべての地域で対応できていますが、サービスを提供する事業所が1事業所と少ないため、サービスを提供する事業所の充実など、支援体制の充実を検討する必要があります。短期入所サービスについては、田島地域の障がい者支援施設「あかまつ荘」のみで不足していることから、会津若松市内の事業所を利用しなければならず、地理的な条件から利用が困難な状況が続いています。

デイサービス事業については、児童を対象とした放課後デイや児童発達支援等のサービスを提供しています。町では平成25年度から町内に「ひかり園」が開設し児童発達支援サービスの提供を開始しました。平成28年8月からは放課後等デイサービスの提供も開始し、児童を対象としたサービスの充実が図られました。

また、地域で生活するためのグループホーム等の施設は、平成29年10月現在、田島地域折橋地区に1箇所、田部原地区に1箇所、中荒井地区に2箇所整備されています。障がい者の地域生活への移行により利用者も増加し、十分な体制が整っていないため、今後も、関係機関と連携を取りながら空き家利用等の方法も含めた増設に努めていく必要があります。

市町村の責務として位置づけられた「地域生活支援事業」についても、地域の特性や利用者の状況を踏まえ、本町の実態に即したサービスを構築していく必要があります。

【基本方針】

地域での自立と生活の質の向上を図るという観点から、それぞれの特性に応じた適切な福祉サービスが提供されるよう努めます。

障がい者自らが選択し、主体的な生活を送れるよう自立支援の充実、在宅支援の充実を図ります。

【施策の目標】

(1) 自立支援給付等の充実

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基

づく障がい者への個別給付である次頁に掲げるサービスについて、利用者が障がいの程度に応じた十分な福祉サービスが受けられるように努めます。

サ ー ビ ス 名			内 容
介 護 給 付	訪問系・その他	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴、排泄、食事の介護等
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に対する、自宅での入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援等
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対する、移動に必要な情報の提供(代筆、代読含む)、移動の援護等の外出支援
		行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する際、危険を回避するために必要な支援・外出支援
		短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する方の一時的な休息等を目的に、短期間、施設で、入浴、排泄、食事等の介護(夜間含む)
		重度障がい者包括支援	介護の必要性が高い方を対象に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供
	日中活動系	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に対し、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活上の介護の提供
		生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供
	居住系	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を提供
		施設入所支援	施設に入所する方に対する、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等の提供
	地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設に入所、又は精神科病院に入院している方に対する、地域生活への移行支援

サ ー ビ ス 名			内 容
		地域定着支援	単身等で緊急時の支援が見込めない方に対する支援
訓練等給付	日中活動系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活機能の向上のために必要な訓練の実施
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に対する、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練の実施
		就労継続支援(A・B型)	一般企業等での就労が困難な方に対する、働く場の提供及び知識・能力向上のための訓練の実施
	居住系	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活をする住居において行う、相談や日常生活上の援助
障がい児通所給付	障がい児通所支援	児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援の実施
		放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援の実施
補装具	障がいのある方が身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される物の支援(義肢、装具、車いす等)		
自立支援医療	心身の障がいの状況を除く・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度		
	精神通院医療	統合失調症などの精神疾患を有する方に対する、通院による精神医療費の支援	
	更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除く・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方(18歳以上対象)への医療費の支援	
	育成医療	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、その障がいを除く・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童(18歳未満対象)への医療費の支援	
計画相談支援給付		障がい福祉サービスを利用する全ての方に対し、それぞれの状況に合わせた個別のサービス利用計画の作成を実施	

(2) 地域生活支援事業の充実

事業名	施策内容
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な支援を実施します。
コミュニケーション事業	聴覚、言語・音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人の意思疎通を仲介するための手話通訳や要約筆記、点訳者等の派遣を実施します。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を実施します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を実施します。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
訪問入浴サービス事業	訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
精神障がい者社会参加事業	精神障がい者が家庭生活及び社会生活に適応するためのグループ活動等を通して、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ります。
障がい者スポーツ交流事業	障がいのある方の体力増強、交流等を図るためのスポーツ交流事業を実施します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の方の権利擁護を図ります。

(3) その他事業の充実

事業名	施策内容
特殊車両福祉タクシー利用助成事業	寝たきりのためストレッチャー用タクシーを使用しなければ外出困難な障がい者及び高齢者が、医療機関等への通院通所等のために特殊車両福祉タクシーを利用する場合の利用料金の一部助成を行います。
障がい児通院通所交通費助成事業	在宅の障がい児が機能回復訓練のため、通院通所に要する交通費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減と在宅障がい児の福祉の増進を図ります。
人工透析患者通院交通費補助事業	腎臓機能障がい者が人工透析のため、医療機関へ通院するのに要する交通費を助成することにより、経済的負担の軽減と障がい者の福祉の増進を図ります。
在宅重度障がい者対策事業	在宅重度障がい者に対し治療材料等の給付を行うことにより、在宅重度障がい者の福祉の増進を図ります。
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、重度心身障がい者の福祉の増進を図ります。
基準該当生活介護	生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護を提供します。

2. ケアマネジメント体制の整備

【現況と課題】

障がい者が地域で充実した生活を送るためには、相談支援体制の充実が不可欠です。

町内の相談窓口は、本庁の健康福祉課、各総合支所の町民課、相談業務委託先である南陽会あかまつ荘(みなみあいづ障がい者相談センター)及びNPO法人あたご、社会福祉協議会、各医療機関、教育機関がその役割を担っており、必要に応じて連携を取りながら支援が行われています。相談業務の委託に関しては、平成29年度よりNPO法人あたごにも業務を委託し、支援の幅は広がりましたが、年々、ケースの多様化により十分な支援体制が整っていない状況です。

今後は、地域における相談支援体制を充実させるために、関係職員の研修により資質の向上に努め、南会津町地域自立支援協議会のあり方を検討する等、障がい者及びその家族等に対する相談支援を充実させる必要があります。

【基本方針】

障がい者のライフステージごとに必要な支援が、総合的に連続性のあるものとしていくために南会津町地域自立支援協議会を活性化し、相談支援事業の充実に努め、各種支援事業に対するケアマネジメント体制を構築します。

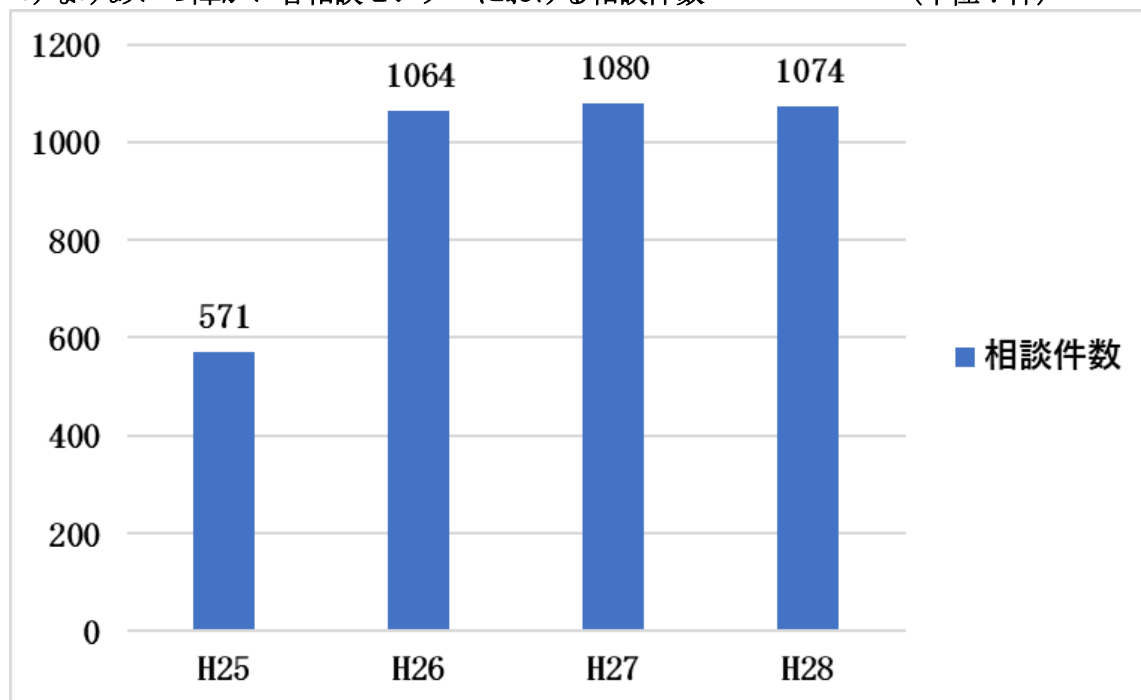
【施策の目標】

(1) 相談支援体制の充実

項 目	施 策 内 容
①相談窓口の充実	各種情報の提供や相談に対し総合的にサポートする機能として、行政の対応はもとより、相談・指導・支援の充実に努め、専門的知識を持つ事業所に相談支援事業を委託することにより、相談窓口を充実させます。
②保健・医療・福祉・教育 関係機関との連携体制 の充実	南会津地方地域自立支援協議会及び南会津町地域自立支援協議会を活性化し、関係機関の定期的な協議の場を設置することで連携を図り、障がい者や介護者の抱える問題解決に努めます。
③職員の資質の向上	福祉担当職員や保健師・保育士などの研修への参加や情報収集などを行い資質の向上に努めます。
④ケア会議の充実	関係機関とのネットワークを活用して問題解決のためのケア会議を開催し、必要な情報や助言など相談の内容に応じた支援を行います。

みなみあいづ障がい者相談センターにおける相談件数

(単位：件)



3. 保健・医療の充実

【現況と課題】

保健・医療の分野では、障がいの発生を未然に予防するとともに、障がいや疾患の早期発見や早期治療に努め、障がい程度の軽減や基本的な生活能力の向上を図る取り組みを進める必要があります。

障がい者に対する医療は、障害を軽減すると同時に二次的障害を防ぐ健康管理の側面もあり、必要に応じ、安心して適切な医療サービスが受けられるよう医療費助成制度や在宅医療の充実を図る必要があります。

本町には、精神障がい者に対応できる精神科を常設する医療機関がないため、会津若松市や喜多方市内の医療機関を受診しなければなりません。精神障がい者は年々増加しており、医療を継続していくうえで、身体的・経済的な負担が大きい現状にあります。

【基本方針】

各種検診や相談、健康教育等により、疾病の予防や障がい等の早期発見に努め、医療や専門相談員とも連携しながら、障がい者のライフステージに応じた必要な施策を展開していきます。

障がいを早期に発見し適切な治療を行うことで、障がいの重症化を防ぐことに繋がります。そのため各種検診の受診を推進し障がいの予防や健康への意識向上を図るとともに、医療サービスを安定して提供できるよう関係機関との連携を図りながら医療体制の強化に努めます。

利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供していきます。

【施策の目標】

(1) 保健施策の推進

項 目	施 策 内 容
①健康意識の啓発	町民の健康づくりのために、健康増進事業を実施し、町民に対する健康づくりの意識の高揚に努めます。
②母子保健施策の推進	乳幼児期の障がいの発生と疾病予防、障がいの早期発見・早期治療を図るために各種健診・相談教室活動・訪問指導を実施します。
③成人保健施策の推進	生活習慣病を予防するために、特定健康診査等の受診を勧奨し、要指導者に対する事後指導の充実に努め、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療を目指します。
④介護予防の推進	筋力や認知機能の低下により要介護状態となることを予防するために、介護予防事業を実施します。

(2) 医療体制の充実

項 目	施 策 内 容
①医療費助成事業	障がい者の経済的な負担を軽減するための医療費の助成を行います。
②療育の整備	福祉、保健、医療、教育の連携を強化し、障がい児の早期療育体制の充実に努めます。
③精神科医の確保	県立南会津病院における常勤精神科医の確保が実現するように、関係団体等と連携しその実現に努めます。

南会津町の医療費助成の状況

医療費一覧	年間支出額（千円）			給付件数（人）		
	H26	H27	H28	H26	H27	H28
重度心身障がい者医療費助成	38,459	34,508	31,665	8,076	8,259	7,131
自立支援医療費（更生医療）助成	3,260	5,447	9,431	37	41	110
自立支援医療費（育生医療）助成	0	152	206	0	2	2
合 計	41,719	40,107	41,302	8,113	8,302	7,243

第2節 障がい者の自立と社会参加の促進

障がいのあるすべての人の可能な自己選択と自己決定の意志を尊重し、社会のあらゆる活動に参加・参画できる社会の実現に向けて、教育・療育体制の充実、就労機会の拡大、スポーツ・レクリエーション活動への参加など、個性や能力が最大限に発揮できるよう支援します。

1. 療育体制の整備

【現況と課題】

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対して、福島県発達障がい児「気づきと支援」ガイドラインに基づき健康診査や学校等における健康診断等を推進することが必要です。障がいのある子どもに対しては、早期に必要な治療や指導を行うことで、障がいの軽減や生活能力の向上につながります。

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の総合的な取り組みが求められています。

また、継続した訪問や健康診査、乳幼児発達観察相談会等を通じて保護者に対する育児や療育相談を推進するなど、家族への支援も併せて行う体制も充実する必要があります。

さらに、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症など発達障がいを有する子どもについて、障がいの特性に合わせた適切な支援が行われる必要があります。

加えて、障がいの有無にかかわらず、子どもがともに育つ環境づくりに努め、発達障がいを含む障がいのある子どもが、地域社会においてともに生活できるよう、正しい理解と認識を深める啓発に努める必要があります。

【基本方針】

障がい児がその可能性を最大限に発揮し、将来、社会で自立した生活ができるようにするためには、早期から障がいの状況と成長段階に応じた適切な支援が必要不可欠です。

障がい児を取り巻く社会の変化に対応するために、療育体制の整備を進め、多様な要望に応えられる仕組みづくりを目指します。

【施策の目標】

(1) 一貫した相談支援体制の整備

項 目	施 策 内 容
①相談支援体制の構築	乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期の対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性を踏まえ、各地域の発達支援ネットワーク会議の充実を図り、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して障がいのある子ども、それを支える保護者に対する支援体制づくりに努めます。

(2) 療育体制の充実

項 目	施 策 内 容
①療育の早期化	乳幼児期の障がいの発見から早期療育への適切な移行が行われるよう、保健・福祉・医療・教育等関係機関の連携を図ります。
②保育所・幼稚園における障がい児保育等の充実	保育所や幼稚園において、関係機関と連携を図りながら障がい児を受け入れ、ともに育つ環境づくりに努めます。また、働く親たちの仕事と子育てや教育を支援していきます。
③子育て支援相談事業や乳幼児発達観察相談会等の開催	障がい児の早期発見や早期療育などについて、関係機関との密接な連携を図りながら、子育て支援相談事業や乳幼児発達観察相談会を開催するとともに、保護者の情報交換や悩みの共有を図るための憩いの場を提供します。

(3) 就学指導の充実

項 目	施 策 内 容
①就学指導体制の充実	障がいのある子どもたちの実態を的確に把握し、一人ひとりの持つ可能性・能力・特性などに応じて教育が受けられるよう、就学指導審議会の意見を踏まえ、児童・生徒や保護者の意向、障がいの状況を勘案し、適切な就学相談や就学指導に努めます。

(4) 特別支援教育の推進

項 目	施 策 内 容
①個別の教育支援計画の作成	障がいのある子どもの成長段階において、適切な役割分担のもとに、一人ひとりのニーズに応じた個別の教育支援計画の作成に努めます。
②特別支援教育の充実	児童・生徒一人ひとりに応じた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の効果的な運営と保護者、地域、関係機関と連携して特別支援教育の充実に努めます。
③支援体制の構築	地域の教育・医療・福祉・労働などの関係機関と連携して地域支援ネットワーク体制や特別支援教育推進体制の構築を目指します。
④特別支援学校による指導支援の充実	盲・聾・養護学校については、特別支援学校としてセンター的な機能を有していることから、地域の小中学校等への指導支援を得られるよう連携を図っていきます。
⑤指導力向上の推進	教職員が障がい児に対する理解と支援を深めるとともに、教職員の指導力と専門的知識習得の向上に努めます。

(5) 障がい児通所給付の充実

サービス名	内 容
①児童発達支援（再掲）	主に未就学児の障がいのある子どもまたはその可能性のある子どもに対して、児童発達支援センター等において、個々の障がいの状態及び発達の過程や特性に応じ本人や発達の基盤となる家族に対して支援を行うサービス。
②放課後等デイ（再掲）	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

2. 自立に向けた支援体制整備

【現況と課題】

障がい者がそれぞれの障がいの適正と能力に応じて就労することは、自立して生活するうえで極めて大切です。

本町では、平成29年12月現在、就労支援B型の事業所が3つあり、それぞれ特色のある活動が行われ障がい者の就労準備や創作的活動の場として重要な役割を担っています。

障がい者に対する支援は施設入所中心の考え方から、住み慣れた地域で生活する考えに移行しつつあり、グループホームが障がい者支援策として整備が進んでいます。

高齢化が進む現代において、障がい者や介護者の高齢化が進んでおり、親亡き後の支援が障がい者支援の問題の一つになっています。成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、平成30年度から南会津町社会福祉協議会へ「南会津町成年後見センター」業務を委託し運営が開始するため、必要に応じて成年後見制度の利用の促進を図ります。

今後は、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法による合理的配慮も進んでいくものと考えられ、自己決定権の尊重による権利擁護の推進は重要なものと考えられます。

【基本方針】

障がい者がその適性に応じて働くことは、障がい者の社会的自立とともに、社会参加の促進を図るうえでたいへん重要です。雇用施策と連携を図りつつ、個々の適性を踏まえて計画的に就労につながるような支援に努めます。

関係機関や地域若者サポートステーションなどの対応ノウハウと連携し、居場所の提供・家庭訪問・相談窓口・情報提供を充実させ、自立に向けた地域の取り組みの向上を図ります。

障がい者に対する親亡き後の問題は、任意後見制度や法定後見制度の利用を促進する必要があり、自立に向けた地域の取り組みの向上を図ります。

【施策の目標】

(1) 就労支援の推進

項 目	施 策 内 容
①啓発・広報	公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター「ふろんていあ」等との連携により、就労情報を把握し一般就労促進のための啓発・広報に努めるなど、就労サポート事業の充実を目指します。
②就労移行・就労継続支援の推進	障がい者の意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるように、会津若松市や近隣地域での就労も視野に入れ、事業所と連携し就労へ移行する支援や就労を継続する支援体制を整え、一般就労に向けた支援の充実を図ります。
③相談支援	学校卒業後の進路に関する相談支援については、障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携しながらその充実を図り、卒業後の支援の充実を図ります。卒業後においても、相談支援活動の充実に努め、悩みや問題解決のサポートを行います。
④就労支援活動施設への運営支援	町内にある就労支援活動施設の安定かつ継続した活動をサポートすることで就労支援を行うとともに、障がい者の一般就労を促進するための普及・啓発に努めます。

(2) 居場所づくりの推進

項 目	施 策 内 容
①相談窓口	平成29年度は、民生委員からの潜在者情報提供をもとに、家族へのアプローチや訪問・面談などを実施しました。今後も相談窓口となる民生委員・社会福祉協議会、その他関係機関から情報提供を求め、情報のとりまとめを行います。
②居場所の提供	困難を有する若者が自由に行くことができる「ユースプレイス」を設置するため、地域若者サポートステーションと連携しながら運営を行い、社会性を養うために、各種行事の参加や参加者同士の交流を深めるためのプログラムや、就労意欲を高めるためのプログラムなどの展開に努めます。

(3) 権利擁護の推進

項 目	施 策 内 容
①周知・広報	南会津町は、平成30年度から社会福祉協議会へ「南会津町成年後見センター」業務を委託運営します。当センターでは、制度の普及啓発のための周知・広報を行います。
②相談窓口の整備	南会津町成年後見センターに法定後見制度または任意後見制度についての相談窓口を整備し、申し立て支援のほか法人後見人として運用に資する支援体制の構築を図ります。また、制度を必要とする障がい者の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重により正しく制度が受けられるよう相談支援体制の充実を図ります。

3. 社会参加の促進

【現況と課題】

障がい者の社会参加には、地域で円滑な活動や自立した日常生活を送ることができるための支援や訓練等が必要です。現在、障がい者の日中活動の支援の場となる地域活動支援センターの活動支援や、精神障がい者社会復帰相談指導事業（デイケア）、外出時の支援をするための移動支援事業などを実施しており、社会参加を促すための継続的な支援が必要です。

また、スポーツ・レクリエーション及び文化活動は、自己の可能性を引き出すとともに、住民との交流の場として大きな役割を果たしています。スポーツ・レクリエーションを楽しむことは、障がい者の体力維持や健康増進、リハビリテーションにもつながる方法の一つとして効果があります。障がい者への理解を深めていただくためにも、障がいの有無にかかわらず一緒に参加して楽しむ機会を設けることは重要なことですが、参加者はまだ少ない現状にあります。

障がい者がそれぞれの障がいに応じた活動に親しめるように支援を行うとともに、住民を対象とした事業の実施の際にも、障がい者の参加に配慮するなど、参加機会の拡充を図る必要があります。

【基本方針】

社会に生きる人たちがすべてがかけがえのない存在として大切にされ、自分の個性や才能をいかしながら社会に参加・貢献できるよう、スポーツ・レクリエーション及び文化活動の機会を十分に確保するとともに、活動を通して社会参加を促し、日常的に活動を行うことができるような環境づくりを目指します。

【施策の目標】

（１）社会参加活動の充実

項 目	施 策 内 容
①社会活動の促進	創作的活動や地域との交流の促進を図るために、地域生活支援事業に位置づけられている地域活動支援事業の充実に努めます。 精神障がい者社会復帰相談指導事業（デイケア）を関係機関と連携しながら実施するほか、身体障がい者や知的障がい者の社会復帰と社会参加を推進していきます。
②移動手段の充実	障がい者の社会参加や外出機会を増やすために、社会福祉法人等適切な運営のできる事業所に委託し、移動支援事業の実施や移動支援のための車いす搭載車両の貸し出し、さらには、ヘルパー等の派遣に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

項 目	施 策 内 容
①社会参加の促進	身体障がい者福祉協会南会津支部開催のスポーツ教室の支援や南会津町社会福祉協議会開催のスポーツ交流事業及び障がい者作品展の実施、南会津地方地域自立支援協議会が開催する事業への協力等により、スポーツ・レクリエーション及び文化活動を通じて社会参加の促進と、障がいの有無にかかわらず一緒になって参加できる機会の拡充に努めます。
②事業の支援	障がい者福祉団体等が実施するスポーツ大会や交流会等の事業を支援します。
③地域との交流促進	地域の小・中学校及び高等学校などの児童・生徒や高齢者、さらにはスポーツ団体や文化団体との連携を深め、障がい者と地域との交流を促す事業を展開します。

第3節 バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、すべての人が、相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に向けて、差別・偏見の解消及び安心・安全な生活環境を整備するなど、バリアフリー化に努めます。

1. 心のバリアフリー化の推進

【現況と課題】

啓発・広報等により障がいのある人に対する理解の促進を図ってきましたが、依然として偏見や差別といった「心の壁」があり、障がい及び障がい者に対する正しい理解を促す必要があります。

特に、精神障がい者に対する社会的偏見は今だに根強く、そのような偏見を除去するための施策や、住民に対しての心の健康等に関する正しい知識の普及を進める必要があります。

また、障がい者が抵抗なく外出できる環境が十分に整っていないことに加えて、障がい者本人又はその家族の一部には地域社会参加を拒んでいるとの問題も指摘されています。

学校や地域等さまざまな場において、福祉への関心を深めるためボランティア活動などの体験を多く取り入れ、進んで福祉活動に参加しようとする意欲と態度を育てていくことが重要であるため、さらに福祉の心を育てる実践を深めていく必要があります。

【基本方針】

社会の様々な場面において、障がい者やその家族が疎外感を感じることがあり、その解消を目指していくことが求められます。

障がいの有無にかかわらず、個性を尊重し合い共生する社会を実現していくためには、障がい者に対する施策を実施するだけでなく、すべての人が障がい及び障がい者についての正しい理解と認識を持つことが重要です。さらには、人生の中途において、誰もが障がいを持つ可能性があることを理解することにより、障がい者の問題をすべての人が共有する必要があります。

あらゆる媒体や機会を通じて、障がい及び障がい者に対する正しい理解と認識により「心のバリアフリー化」を推進します。

【施策の目標】

(1) 広報・啓発活動

項 目	施 策 内 容
①広報・啓発活動の推進と情報の提供	障がい及び障がい者に対する町民の理解と認識を深めるため、各種の行事や町や社会福祉協議会の広報紙などを活用し、福祉情報や相談窓口、障がい者団体や障がい者家族の会の活動を、広報・啓発するなどの、情報提供に努めます。 また、関係機関との連携により、窓口での親切、丁寧な情報提供に努めます。

②「障がい者福祉の手引き」の見直し	福祉サービスの情報・制度などを掲載した「障がい者福祉の手引き」の見直しを行い、支援制度や町内事業所、サービスに対する情報提供に努めます。
③行政職員の配慮	行政機関の職員における障がい者への理解の促進に努め、円滑に手続きが進めることができるよう、障がい者に対して、配慮を行います。

(2) 福祉教育等の推進

項 目	施 策 内 容
①福祉教育、交流教育の推進	障がい及び障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、幼児期からの福祉教育が重要です。町内の保育所・幼稚園において、障がい児保育等を実施し、共同生活を通して福祉の心を育みます。また、学校教育においても、ボランティア活動など、様々な体験活動を通して福祉教育の推進に努めます。
②地域における福祉学習の機会の充実	福祉について地域全体で学習活動が図られるよう、障がい者及び障がい者の家族の体験や生き様を聞く機会を設け、障がい者から“生きる強さ”や“生きる知恵・生活”“福祉のあり方”等を学ぶとともに、まちづくり出前講座を活用した啓発事業に努め、社会福祉協議会が行う各種事業を支援します。
③障がい者を持つ家族への支援	障がい者を持つ家族に対し、障がい者団体や障がい者家族会などと連携し、悩み事を相談できる体制を整えるとともに、障がい者が自宅から外に出て社会参加が進むように、学習会等の開催を支援します。

(3) 障がい者団体の育成

項 目	施 策 内 容
①障がい者団体の育成	障がい者がスポーツ・文化・ボランティア活動に積極的に参加し、また、会員相互の親睦や各種相談活動が主体的に行えるように、社会福祉協議会をはじめとする関係団体と連携し、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者など各団体の育成に努めます。
②障がい者団体への支援	「身体障がい者福祉協会南会津支部」や「南会津地域精神障がい者家族会（ななみ会）」などの障がい者団体の活動状況を関係団体と協調し、広報等に掲載する等により、住民の理解を得るための支援をしていきます。

2. 情報のバリアフリー化の推進

【現況と課題】

情報ネットワーク技術の進歩は、インターネットなどを介しながら居ながらにして多くの情報に接することができ、様々なコミュニケーションを可能し、障がい者が豊かな生活を送るための有用な手段となりました。視覚障がい者や聴覚障がい者にとって、各種ツールを利用し、自ら情報発信や情報収集することができ、障がいの軽減につながりました。しかし、こうした利点がある一方、情報を提供する側が配慮をしなければ利用が妨げられ、かえってこれまで以上に情報への障壁を高めてしまう恐れがあります。情報を提供する側は、障がいの特性を理解し、必要な配慮をしたうえで情報提供を行うことが重要です。

手続きや窓口での対応など、行政サービスを提供するにあたって、利用者本位のサービスとなるような配慮が求められます。

【基本方針】

情報通信技術の活用により、障がい者の個々の能力を引き出し、自立や社会参加を支援するとともに、障がいにより情報通信技術の利用機会に格差が生じないように、障がいの特性に応じた情報の提供に努めます。また、障がいのある人が多様な情報に直接触れられるなど、情報のバリアフリー化を推進します。

安定した生活と社会参加が促進できるよう情報・意思疎通支援用具の利用を支援します。

【施策の目標】

(1) コミュニケーション手段・支援体制の充実

項 目	施 策 内 容
①手話通訳者の育成と利用促進	(1) 手話通訳者の育成 コミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者のために、社会福祉協議会と連携し、手話講習会開催等により通訳者の資質向上に努めていきます。 (2) 手話通訳者等の派遣 本町にあるボランティア団体「手話サークルあさがお会」の協力を仰ぎ、聴覚障がい者に対する手話通訳者の派遣など、コミュニケーション支援事業の推進に努めます。
②日常生活用具給付等事業（情報・意思疎通支援用具：再掲）	点字ディスプレイや聴覚障害者用通信装置（ファックス）、盲人用時計など情報の取得に必要な用具の購入を支援します。

3. 生活環境の整備

【現況と課題】

障がいのある人が地域で自立して生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、身近な建築物や道路・公園等の公共施設を、安全にかつ快適に利用できる住みやすいまちづくりを進めることが重要であり、さらに不特定多数の人が利用する公共性の高い民間建築物の改築や新設を行うにあたっては、建築主や事業者、町民への理解や協力が得られるように努める必要があります。

また、災害時の障がい者に対する支援体制を整えることが重要になります。災害に備えるには、地域での日ごろからの見守りが必要になります。

疾病や加齢等により中・高年期に障がいが発生する人が多く、誰もが障がいを持つ可能性があるため、住まいづくりは、必要なときに必要な改善ができる構造であったり、初めから段差を解消したり、手すりを付けるなどバリアフリー化に対応した設計にするとといった視点が求められています。

また、広大な面積を有し集落が点在する本町では、バス路線を中心とした公共交通体系の整備が不十分であり、障がい者や高齢者など交通弱者の移動面で大きな課題となっています。このことは、医療機関への通院や通所作業所への通所など、障がい者が移動する際の大きな弊害となっており、日常生活の利便性向上や社会参加を進めるうえで対策を講じる必要があります。

障がい者の外出支援として、移動支援事業や通院の際に、車いす車の貸し出しの支援を行っています。

【基本方針】

障がいのある人も家庭や地域で普通の生活ができるようにするノーマライゼーションの理念に沿い、障がい者の自立と社会参加を促進するためには、障がい者の立場で建築物や道路等を整備する必要があります。このような日常的な活動や社会への参加をしやすくする生活環境を確保し、障がい者が住みよいまちづくりを進めることが重要です。障がい者が住みよいまちとは、障がい者や高齢者ばかりでなく、すべての町民にとって住みよい町と言えます。

障がい者等全ての人が安全で安心して生活しやすい環境を整えていくとともに、社会参加しやすいような建築物や公共交通機関、歩行空間等のユニバーサルデザイン化を推進します。

※ノーマライゼーション

誰もが等しく普通の生活を送ることのできる社会こそ正常な社会であるという考え方。

※ユニバーサルデザイン

高齢者であることや障がいの有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインする考え方。

【施策の目標】

(1) 住みやすいまちづくりの推進

項 目	施 策 内 容
①庁内体制の連携	福島県人にやさしいまちづくり条例、バリアフリー法など福祉のまちづくりに関係するものについては、庁内体制の連携を図り、総合的かつ効果的なまちづくりの推進に努めます。
②ユニバーサルデザイン化の啓発・周知	障がいのある人だけでなく、だれもが安全に安心して利用できるよう、建設団体関係及び事業者へより一層の啓発や情報提供など周知を図り、官民一体となりユニバーサルデザイン化の推進に努めます。
③建築物の整備推進	不特定多数の人が利用する民間建築物の改修や新設を行う際の配慮として、福島県人にやさしいまちづくり条例などの周知徹底と意識や理解の高揚を図り、建築物の整備に努めます。

(2) 住居のユニバーサルデザイン化の促進

項 目	施 策 内 容
①公的な助成・融資制度の活用	重度身体障がい者への住宅改造費の助成や、介護保険での住宅改修制度等の活用による住宅改修などを促進します。
②町営住宅のユニバーサルデザイン化の推進	新たな町営住宅の整備や既存施設の改修に際しては、障がい者をはじめ誰でも住みやすいように、ユニバーサルデザイン化に配慮した施設整備を推進していきます。

(3) 公共交通環境の整備

項 目	施 策 内 容
①公共交通機関の利便性の確保	公共交通機関の施設については、バリアフリー法に基づき利用者の利便性が確保されるように、ユニバーサルデザイン化の促進を事業者等に要請します。 また、既存の鉄道やバス路線など利用しやすい環境づくりに努めるとともに、新たな交通手段として整備された「乗り合いタクシー」の充実に努めます。
②交通安全施設の整備	音響式信号機等の交通安全施設の整備について、関係機関に要請します。

①特殊車両福祉タクシー 交通費助成事業（再掲）	歩行が困難で、ストレッチャー（寝台）で通院等移動のために必要な福祉タクシーを利用する障がい者に対し、利用負担の軽減を図るための助成制度の充実に努めます。
----------------------------	--

（４）防災・安全対策の充実

項 目	施 策 内 容
①支援体制の整備	障がい者に対しては、災害予防と災害時の非難等応急対策の両面で支援が必要であり、地域防災計画等に基づき次の施策の推進に努めます。 ○ 福祉施設等への避難訓練の参加呼びかけ ○ 南会津町災害時・緊急時要援護者避難支援プランの推進 ○ 近隣住民による連絡・避難協力体制の整備 ○ 民生児童委員等の協力による見守り、安否確認運動の推進 ○ 集落応援交付金事業を活用したネットワークの構築
②福祉施設の防災体制の充実	町内の福祉施設管理者に対して防災体制の充実や強化を呼びかけ、避難訓練等を行い施設職員の防災に対する認識の高揚を図り、施設利用者の安全確保の充実に努めます。
③防犯体制の充実	障がい者を犯罪から守るため、関係機関団体及び住民組織などと連携を図り、緊急時の情報伝達や避難誘導等、防犯体制の充実に努めます。

（５）障がい者等のニーズの把握

項 目	施 策 内 容
①障がい者のニーズの把握と意見の反映	まちづくり全般にわたって、障がい者の意見を反映させるために、障がい者及び障がい者の家族や障がい者団体等と行政との懇談会を開催するなど、障がい者のニーズの把握に努めます。また、「南会津町地域自立支援協議会」は各方面の機関や団体で組織されており、定期的に会議が開催されることから、各委員から出される意見などを可能な限り町の施策に反映していきます。